

## 小規模大学における組織的な障がい学生支援の研修による意識の変化とそのあり方に関する研究

赤田 太郎\*

A study on changes in consciousness due to training to support students with disabilities in small university

Taro Akada

本研究は、障がい学生支援の組織的枠組みがない小規模大学における課題や問題点を質問紙の調査によって明らかにし、小規模大学における障がい学生支援の現状と、研修実施による効果の検証と今後のあり方について検討した。その結果、相談場所がないと答えた人が42.9%にもおよび、相談場所のなさが浮き彫りとなった。また、相談場所のある教職員は、自身の周辺で相談を行っている現状だった。ICPを窓口機関として活用している職員がおり、これらを活用することが有効だと示唆された。支援の必要性に関する研修前後の変化としては、研修前は個人現状や学習支援、入学、生活などに関する必要性が多いが、研修後は大学組織や平等、権利や合理的配慮などの人権関連の項目が挙げられた。また困難さは、研修前は個人の障がい特性や学習支援配慮、時間などの個別対応が多かったが、研修後は教員や保護者、組織を生かした本質的な支援内容が挙げられた。組織的枠組みの意見については、研修前は個別の状況や目標、障がい支援の枠組みやサポート、授業や学習など、幅広いテーマが多いが、研修後は学園全体の単位で理解を広げ、窓口を置くことが大切、などが挙げられた。統計的にも今後の研修の必要性は優位に高まり ( $t=2.33, p<.05$ )、研修の有効性が証明された。これらの中で、大学の規模に関連する意見は見られなかったため、小規模による特殊な課題はなく、今後は規模にかかわらず学園全体としての組織的対応のシステム化が急務であることが示された。

**Key words:** 障がい学生支援、学生相談、研修、学校組織

### I 問題と目的

#### (1) 本研究の問題

国連において、「障害者の権利に関する条約」が平成18年12月13日に採択され、わが国も平成19年9月28日に署名、平成20年5月3日に発効している。また、障害者基本法の改正が平成23年8月5日に公布され、すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会を実現するために、国と地方公共団体等の責務が明らかにされた。障害者権利条約の第二十四条（教育）において、あらゆる段階におけるインクルーシブ教育の制度を確保することがうたわれている。大学等における高等教育機関においても同様であり、就学のための必要かつ

適切な支援を行う責務がある。大学では様々な教育形式（講義、演習、実習等）があり、その方法と障がいの状態に合わせたオーダーメイドの支援計画が必要となる。

これらを踏まえて、四條畷学園大学および四條畷学園短期大学では、障がい学生支援の組織的な支援に関する方向性を検討するために、教職員への調査と専門家の研修を実施することとなった。本学は、大学2学部（リハビリテーション学部；60名、看護学部；80名）、短大2学科（保育学科100名、ライフデザイン総合学科80名；いずれも1学年あたり）を擁する小規模大学である。本学における障がい学生支援の枠組みについては、専門で取り組む部署はないため、各担当者が個別対応を軸として対応していると考えられる。こうした現状や問題点を調査によって明らかにし、小規模大学

\* 四條畷学園短期大学 ライフデザイン総合学科

表1 本研究の手続き

調査手続き	対象者	実施時期	実施者
1 研修前調査	全教職員対象	2019年11月~2020年3月	筆者
2 研修の実施	全教職員対象	2020年8月	京都大学准教授村田淳氏
3 研修後調査	研修参加者	2020年8月	筆者

として必要とされる障がい学生支援の枠組みについて検討することが急務となっている。

(2) 本研究の目的

本学の「障がい学生支援」に関する課題や問題点を質問紙の調査によって明らかにし、小規模大学における障がい学生支援の枠組みについて検討する。本研究では、調査の手続きを以下の表1のとおりとした。まず初めに、事前の調査を行い、その後その調査結果を研修の講師に伝え、研修でも取り上げるようにした。研修終了時に再度同様の調査を行い、その効果の検証や態度の変化について検討することとした。

そこで、本研究の目的は5つ設定した。(1) 本学の障がい学生支援の現状の把握、(2) 障がい学生支援の必要性と研修前後での変化について、(3) 障がい学生支援の困難さと研修前後の変化について (4) 組織的対応に対する意見と研修前後の変化について、(5) 今後の障がい学生支援の研修の必要性について、以上の5つの課題から小規模大学における今後の障がい学生支援のあり方について検討する。

II 方法

(1) 研究対象者と実施方法

研究対象者は、関西地方にある小規模大学（四條畷学園大学および短期大学）に所属する教職員63名、事務職員8名、非常勤職員6名、未記入8名であり、事前アンケート調査が49名、事後アンケート調査は36名の合計85名である。なお、この人数は同一人物が重複回答しているが、無記名で実施しているので対応のある2群となっていない。所属は、短大26名、リハビリテーション学部17名、看護学部33名、未記入9名である。勤務年数の平均は7.0年であった。事前アンケートは2019年11月～3月に実施し、研修は8月末に実施した（表1）。期間が空いた理由としては、新型コロナウイルスの蔓延により研修実施を延期したためで

ある。研修後のアンケートについては研修後直後に回収した。

(2) 調査方法と分析方法

本研究では、質問紙法による調査を行った。研修前後で比較するために、質問内容はそれぞれ対応したものとした。量的分析についてはIBM SPSS23、質的分析については、HK Coder 3を用いた。なお、考察において自由記述からの引用については「」を用いる。また、各群に対して筆者が命名したグループ名については『』で示す。

(3) 調査アンケートの設定

本研究では、目的の5つを達成するために、以下のとおりに研修前アンケート（表2）と研修後アンケート（表3）を設定した。(1) 組織的枠組みがない状態で、相談するところが実際にあるのかについては、研修前①に設定した。(2) 必要性の5段階評価と内容については研修前②、③と研修後①、②に設定した。(3) 障がい者支援の困難さの5段階評価と内容については、研修前④、⑤と研修後③、④に設定した。(4) 組織的対応の意見は、研修前⑥と研修後⑤に設定した。(5) 研修の必要性の5段階評価と今後の要望は、研修前⑦、⑧と研修後⑥、⑦に設定した。

表2 研修前アンケート

- ① 障がい学生の支援について相談するところがありますか。  
ある ・ ない  
ある人はどこですか ( )
- ② 障がい学生支援の必要性について  
必要である やや必要である  
どちらともいえない  
あまり必要ではない 必要ではない
- ③ その理由についてお聞かせください。
- ④ 障がい学生支援の支援の困難さについて  
難しい やや難しい  
どちらともいえない  
あまり難しくない 難しくない

- ⑤ 本学の障がい学生支援の難しさやお困りのことについて具体的にお書きください。
- ⑥ 障がい学生支援の組織的対応や枠組みについて、ご意見をお聞かせください。
- ⑦ 障がい学生支援に関する研修について  
必要である やや必要である  
どちらともいえない  
あまり必要ではない 必要ではない
- ⑧ 研修講師への質問や研修の具体的な内容の要望についてお聞かせください。

表3 研修後アンケート

- ① 研修を受けて、障がい学生支援の必要性について  
必要である やや必要である  
どちらともいえない  
あまり必要ではない 必要ではない
- ② その理由についてお聞かせください。
- ③ 研修を受けて、障がい学生支援の支援の困難さについてお感じになったことをお答えください。  
難しい やや難しい  
どちらともいえない  
あまり難しくない 難しくない
- ④ 研修を受けて、本学の障がい学生支援の難しさやお困りのことについて具体的にお書きください。
- ⑤ 研修を受けて、障がい学生支援の組織的対応や枠組みについて、ご意見をお聞かせください。
- ⑥ 今後、障がい学生支援に関する研修について  
必要である やや必要である  
どちらともいえない  
あまり必要ではない 必要ではない
- ⑦ 研修講師への質問や研修のご意見についてお聞かせください。

(4) 研修の概要について (村田,2020)

1. “障害”の現在

障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)/Convention on the Rights of Persons with Disabilitiesは、2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効。日本は2007年に署名し、2014年に批准。「合理的配慮の提供」を確保することが明記さ

れる。障害者権利条約では、「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」(第5条第3項)と定めている。教育分野については、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」(第24条 教育)と定めている。「合理的配慮(reasonable accommodation)」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう(障害者権利条約 第二条 定義)。

2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法

表4 体制整備に必要な手順

項目
①事前的改善措置
②学内規程
③組織→
・委員会
・支援専門部署
・紛争解決のための第三者組織

大学における実施体制では、不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や定めておくべき手順を以下に示す(表4)。障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)2013年6月に成立、2016年4月に施行。この法律により、障害者に対する差別的取扱いが禁止され、国・地方公共団体等(国立大学法人等を含む)においては、合理的配慮の不提供も禁止が法的義務に、民間事業者(私立大学等を含む)においては努力義務となった。

社会的な動向をうけて高等教育機関においても、「特別」から「当たり前」へ。「しなければならない」という義務ヘシフトしている。高等教育機関がユニバーサルな環境であることは、グローバルスタ

ンダードに。高等教育機関全体として必要な取り組みとしては、①支援体制の整備、安定的な支援の運営、②障害者差別解消法への対応、③バリアフリー化、理解啓発の促進etcが挙げられる。

### 3. 支援体制の構築

組織としては、・障害学生支援に関する委員会の設置・障害学生支援に関する規程等の制定・専門窓口の設置・専任職員の配置・専門職（コーディネーター等）の配置が必要である。また、システムとしては、・支援の申請書等、フローの構築・学生サポーター（人的支援を担う学生）の養成（※ただし、人的支援の提供については留意点有り）・ウェブサイト等による情報発信・教職員の研修等、理解啓発の機会を確保などが求められる。

ニーズの把握（意思表示の機会とプロセスを重視）のポイントとしては、・事前相談の受け付け・オープンキャンパス等での支援の実施・入学試験における配慮の相談受け付け及び実施・合格発表後の相談の受け付け・入学後の相談の受け付け・学生生活が始まった以降の相談の受け付け（困りごとが発生してからの相談）などである。

教育組織、授業担当者等の責任と主体性のポイントとして、・第3者組織としての支援担当部署・双方向の対話と主体性・モニタリングと改善（PDCA）・社会移行を意識した関わり・事前的改善措置の視点・テストアコモデーションなどが求められる。

## Ⅲ 結果

### （1）本学の障がい学生支援の現状について

研修前アンケートの結果、相談する場所の有無（表5）とその場所（表6）について示す。相談の場所があると答えた人は28人（57.1%）であった。相談場所がないと答えた人は21人（42.9%）であった。

表5 相談場所の有無

相談場所	人数	%
ある	28	57.1
ない	21	42.9
計	49	100.0

また、相談場所については、最も多い場所は「ICP（10）※」（※（）内は出現数。以下同）だった。ICPとは、臨床心理研究所と呼ばれる法人の臨床心理相談機関である。続いて、「委員会（4）」であった。同数として「教員（4）」が並んでいる。続いて「学科長（3）」、「学生相談（3）」という項目から、同数の出現回数であった。出現回数1回では、発達障害を専門にしている個人名も含まれていた。

表6 相談場所

抽出語	出現回数※
ICP	10
委員会	4
教員	4
学科長	3
学生	3
学生相談	3
先生	2

※出現回数2以上を表記

### （2）障がい学生支援の必要性和研修後の変化について

研修前後の障がい学生支援の必要性に関する自由記述から、Jaccard法で共起ネットワーク図を作成した結果が図1である。

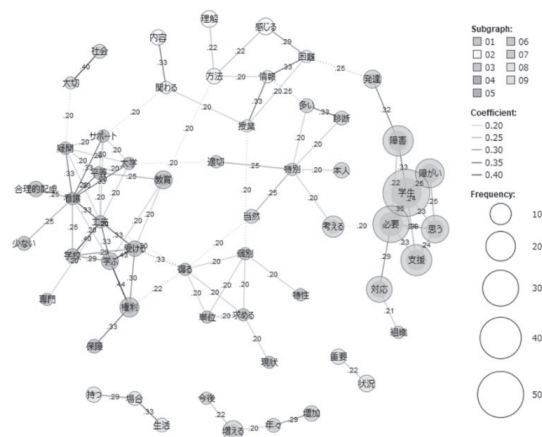


図1 障がい学生支援の必要性に関する共起ネットワーク図

また、研修前後の自由記述の変化を明らかにするために、研修前、研修後を外部変数として対応分析を行った結果が図2である。必要性を5段階で尋ねた項目では、研修前では平均1.23（n=48）、研修後は平均1.08（n=36）であった。数値が低いほ

ど必要性を高く感じていることを示しており、研修後は必要性が高まっているが、独立したサンプルのt検定によると有意差は見られなかった ( $t=1.51, N.S.$ )。

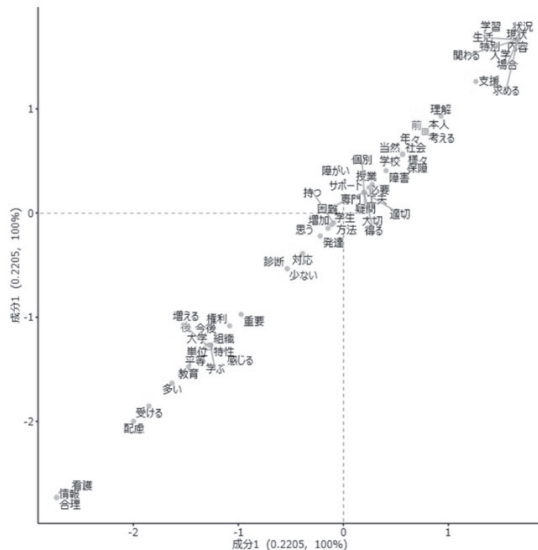


図2 障がい学生支援の必要性に関する研修前後の対応分析図

困難さを感じていることを示しており、研修後は困難さが高まっているが独立したサンプルのt検定によると有意差は見られなかった ( $t=0.70, N.S.$ )。

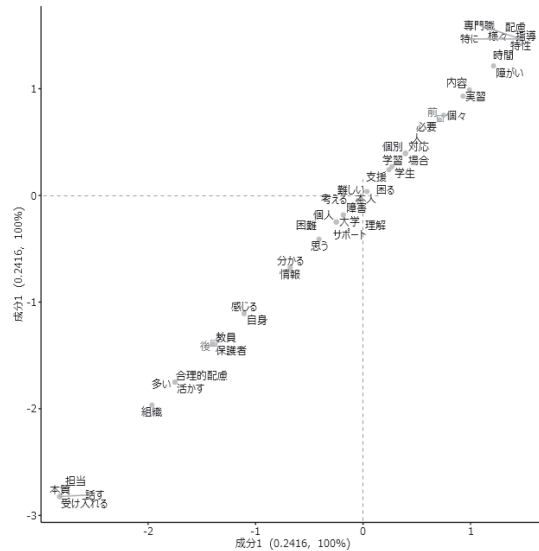


図4 障がい学生支援の困難さに関する研修前後の対応分析図

### (3) 障がい者支援の困難さの現状と研修を受けることによる困難さの変化について

研修前後の障がい学生支援の困難さに関する自由記述からJaccard法によって共起ネットワーク図を作成した結果が図3である。

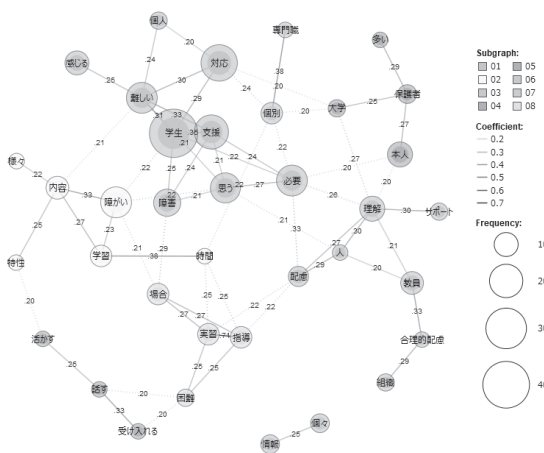


図3 障がい学生支援の困難さに関する共起ネットワーク図

### (4) 研修前と研修後の組織的対応の意見の広がりについて

研修前後の障がい学生支援の組織的対応に関する自由記述からJaccard法によって共起ネットワーク図を作成した結果が図5である。

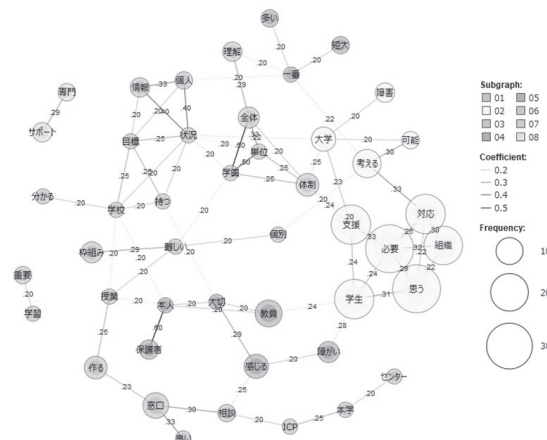


図5 障がい学生支援の組織的対応に関する共起ネットワーク図

また、研修前後の自由記述の変化を明らかにするために、研修前、研修後を外部変数として対応分析を行った結果が図4である。困難さを5段階で尋ねた項目では、研修前では平均1.41 (n=48)、研修後は平均1.29 (n=34) であった。数値が低いほど

また、研修前後の自由記述の変化を明らかにするために、研修前・研修後を外部変数として対応分析を行った結果が図6である。

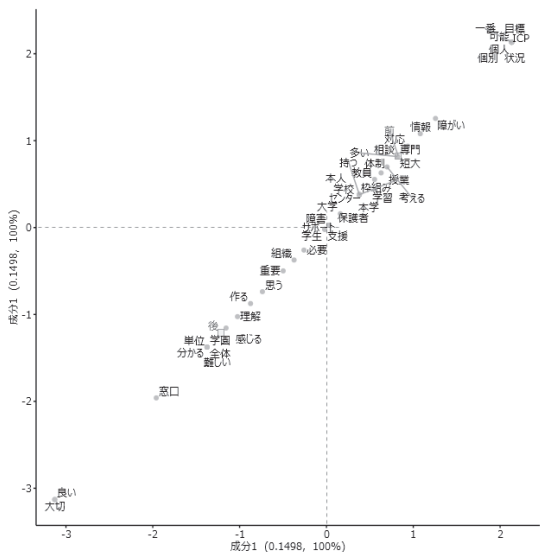


図6 障がい学生支援の組織的対応に関する研修前後の対応分析図

(5) 障がい学生支援の研修の必要性に変化があったかについて

研修の必要性を5段階で尋ねた項目では、研修前では平均1.43 (n=48)、研修後は平均1.14 (n=36)であった。数値が低いほど必要性を高く感じていることを指しており、研修後は必要性が高まっている。独立したサンプルのt検定によると有意差が見られた ( $t=2.33, p<.05$ )。

IV 考察

(1) 本学の障がい学生支援の現状

本学では相談場所がないと答えた人が42.9%にもおよび、相談場所がなく問題を抱えたまま教育や事務運営に取り組んでいることが浮き彫りとなった。また、相談場所については、最も多い場所は「ICP(10)※」(※ ( ) 内は出現数。以下同)だった。ICPとは、臨床心理研究所と呼ばれる法人の臨床心理相談機関であり、大学とは独立している。現状としては、大学生への相談業務を数ケース実施している程度だが、障がい学生支援の相談場所としての役割を果たしているようだ。続いて、「委員会(4)」であり、KWICコンコダンスによると、教務、学生、人権と連なっており、それぞれ既存の委員会組織を利用して相談が行われていることを示していた。同回数として「教員(4)」が並んでいる。これは教員同士で相談していることがわかる。続いて「学科長(3)」となっており、各学科長を中心とした対応になっているよ

うだ。「学生相談(3)」という項目から、障がい学生支援が学生相談で行われていることを示唆している。このように、相談場所のある教職員は、自身の周辺で相談を行っている現状であり、統一した支援方法が確立していない状況といえる。障がいの組織的支援の重要性として、村田(2020)は専門窓口の設置・専任職員の配置・専門職(コーディネーター等)の配置を指摘しており、適切な合理的配慮を実現するためには、専門家による統一した窓口を設置する必要がある。全体から見て数は少ないが、ICPを相談機関として選択する職員がおり、公認心理師など専門家が所属しているICPを窓口機関として活用していくことが有効ではないかと考えられる。

(2) 障がい学生支援の必要性

研修前後の障がい学生支援の必要性に関する共起ネットワーク図から、9群が構成されたが、①『学生に対する障がい支援の必要性』、②『教育や看護と合理的配慮、学ぶ権利保障』では、出現頻度が多く、すでに「配慮」「支援」が「必要」であるという認識があることがわかる。③『診断や本人への特別・適切な支援』では、「あえて特別と考えたことはない」「当然であり特別なことではない」という記述があり、医療者養成として当然と考える意見が見られた。④『情報に基づく授業方法や理解』については、授業内での「情報の受け取りにくさ」の指摘があり、具体的な方法などの「意見が欲しい」。新型コロナウイルス感染予防のための「オンライン授業」での難しさも指摘されている。⑤『個別の特性に合わせた単位を得るための悩みと協力を求める現状』、⑥『障害を持った場合の生活の過ごし方』では、学生生活の視点の必要性が指摘されている。⑦『今後、年々増加すること』、⑧『状況の把握の重要』さ、⑨『社会的に大切なこと』は、社会情勢からの必要性を指摘している。

また、研修前後の自由記述の変化としては、研修前は個人現状や学習支援、入学、生活などに関する必要性が多いが、研修後は大学組織や平等、権利や合理的配慮などの人権関連の項目が挙げられており、組織的対応の必要性に関する研修として必要性が十分に伝わったといえるだろう。また、必要性を5段階で尋ねた項目では、研修後は数値的に必要性が高まっているが、統計的有意差は

見られなかった。これは研修前から必要性が十分に高かったからとも言え、必要性の内容が変化したと考えるのが妥当だと思われる。

### (3) 障がい学生支援の困難性

障がい学生支援の困難性に関する共起ネットワークは8群から構成され、①『学生障害支援・対応の難しさ』が最も大きな要素となった。続いて②『教員の合理的配慮やサポートの理解』となっており、「保護者」「周りの学生」「支援者たち」「保育業界」などさまざまなところから理解が得られにくいことも難しいと指摘している。③『障がいの内容』の「程度」や「多様」性と「学習効果が得られにくく」「時間がかかる」点も指摘されている。④『実習での指導』に「事前」に「伝える」ことや「実習先」との困難性を指摘している。⑤『本人や保護者が障がいを理解していないことや大学との関係の取り方』など、障がい受容に関する難しさが挙げられている。⑥『「専門職」養成機関として発達の「専門職」と個別対応していくことに時間と労力がかかる』こと、⑦『本人と話しても困難を受け入れないこと、本人の特性を生かせないこと』を指摘している。⑧個々の情報が「入ってこない」「非常に少ない」「教員に教えてくれない」という『連携上の困難』が挙げられている。

また、研修前後の自由記述の変化では、研修前は個人の障がい特性や学習支援配慮、時間など個別対応に関する困難が多いが、研修後は教員や保護者、組織を生かした本質的な受け入れなどの教員と組織の関連項目が挙げられている。組織的対応の研修によって組織的に対応する難しさを自覚することにつながったと考えられる。また、困難さを5段階で尋ねた項目では、数値的に研修後は困難さが高まっているが統計的な有意差は見られなかった。本研修は困難な状況を改善するようなソリューションは提供していないため、妥当な結果となったと考えられる。

### (4) 障がい学生支援の組織的対応について

研修前後の障がい学生支援の組織的対応に関する共起ネットワークは8群から構成され、それぞれ挙げると①『学生の組織的対応・支援が必要』であることがもっとも頻度が多かった。②「対応をまとめるための」『組織的な枠組み、相談窓口・セ

ンター』「が欲しい」「あるとよい」「作ったほうが良い」という意見が集まっている。③『学生個人の情報と状況による教員の目標設定』を「押し付けないこと」。また、④『教員、本人、保護者が障がいを捉えるかが大切』と感じている。⑤『学園全体単位での支援体制の理解と「整備」「構築」「拡充」の必要性』が述べられている。⑥『「困っている学生の」「環境に左右される」「後手に回る」多さ』を一番重視していること。⑦『必要なサポート』をする「専門組織やスタッフ」「場所」が「身近に欲しい」ということ、⑧『学習支援・学習障害の対応が重要』である、という指摘であった。

また、研修前後の自由記述の変化では、研修前は個別の状況や目標、障がい支援の枠組みやサポート、授業や学習など、幅広く障がい学生支援に関するテーマが多いが、研修後は学園全体の単位で理解を広げていくこと、窓口が大切など学園全体での取り組みについて挙げられていることがわかる。本研修によって、教職員の組織的対応に関する意識は、一般的なものから組織的対応の必要性にシフトしており、その必要性が十分に伝わったといえるだろう。

### (5) 障がい学生支援の研修について

研修の必要性を5段階で尋ねた項目では、研修後は必要性が高まり、統計的な有意差が見られた( $t=2.33, p<.05$ )。研修後には、研修の必要性が優位に高まったため、研修の必要性を参加者は感じたといえるだろう。次回の研修としては「就労支援についてプロセス事例を紹介」「組織的対応の大切にするべき要点」「どんな障害があり、どんな対応があるか」「情報の集め方、管理の仕方」「ADHDなど医療従事者に向かない学生への対応」「具体的な事例」「組織として対応するための手順」「社会的障害としての貧困や虐待」「相談を嫌がる学生対応」「メール配信の取り逃し」「建設的対話の合意形成」などの意見が出された。井上ら(2014)は、具体的な授業での実践事例による研修を行い「本人と教員といった個々のかかわりにとどまらず、周りの学生・教員を巻き込み、大学全体として取り組むことが重要だと感じた」と報告している。今後の研修としては、大学全体での取り組みを進めながら事例を扱う研修が必要であると思われる。

## V まとめと今後の課題

本研究では、研修による組織的対応の必要性の向上と、小規模大学としての今後の障がい学生支援のあり方について検討した。その結果、研修の有効性については十分に証明されたものの、小規模大学としての特徴を示すものは見出させなかった。これは、小規模による特殊な課題はなく、規模にかかわらず組織的対応が必要であることが示されたと言える。今後は学園全体としての組織的対応のシステム化が急務であると考えられる。

また、今後の研修の必要性については、障がいの具体的な対応方法や、具体的な事例を取り上げることが挙げられている。井上ら（2014）は、「一般に十分に認識されていないような障がいの啓発」の必要性と、「部署間の連携体制の図式化、学生の自立を促す仕組の構築、平成28年度の法律施行に向けた制度設計も課題」と指摘している。本学においても法律施行に向けた制度設計を行っていく必要があると考えられる。

## 文献

村田淳（2020）「障害のある学生への組織的な支援の必要性について」四條畷学園大学・短期大学2019年度人権研修資料  
井上友裕・長戸結未・佐藤賢一・山内尚子（2014）京都産業大学の障がい学生支援体制の特色と課題—障がい学生支援FD/SD活動を通して—高等教育フォーラム 第4号p.123-127

—2020.11.15受稿、2020.11.16受理—